

調 書 (決定)

事件の表示 令和6年(行ツ)第292号
決定日 令和6年10月31日
裁判所 最高裁判所 第一小法廷
裁判長裁判官 岡 正 晶
裁判官 安 浪 亮 介
裁判官 堺 徹
裁判官 宮 川 美 津 子
裁判官 中 村 慎
当事者等 上告人 林木 則夫
被上告人 金沢市長 村山 卓
同補助参加人 源野 和清
原判決の表示 名古屋高等裁判所金沢支部令和6年(行コ)第1号(令和6年6月
19日判決)

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 上告費用は上告人の負担とする。

第2 理由

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告の理由は、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

令和6年10月31日

最高裁判所 第一小法廷

裁判所書記官 佐野 香保里